

海南島戦時性暴力被害者名誉回復等請求訴訟訴状

原告らの受けた被害事実

(2001年7月16日付訴状より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

第5 原告らの受けた被害事実

1 原告黄■■■について

(1) 身分関係

原告黄■■■は1928年1月（民暦16年陰暦12月）、陵水県黎次峒架馬村に生まれた。黎族の女性である。

当時は両親と妹の4人家族で、母は原告黄■■■が10才の時失明し、父親が一人で農業を営み、生活は貧しかった。

(2) 連行の経緯

ア 原告黄■■■が14才の時、田で稲を運ぶ準備をするために村から出ようとした時、突然10名程の日本兵が来た。日本語は分からなかったが「待て」というようなことをいったので、驚いて全力で駆けて逃げたが、日本兵に追いかけて捕まってしまった。もう1人の日本兵が何かいったが、原告黄■■■には分からなかった。1人の日本兵が原告黄■■■の後ろから抱きつき胸を触ったり、もんだりし、さらに着物を脱がそうとし、後ろから性器を押しつけた。他の日本兵は傍で大笑いをして見ていた。原告黄■■■が胸に触っている日本兵の手に噛みついたところ、銃剣を抜いて斬りつけようとした。その時、士官らしい男が来て大声で何かいい、他の日本兵はその場から立ち去った。

その後、士官らしい男が原告黄■■■に抱きつくなどしたので、

原告黄■■■は夢中で逃れて家に逃げたが、その日本兵が、家まで付いてきていて原告黄■■■を乱暴に押さえつけて服を引き裂き強姦した。

イ その日本兵が去った後、原告黄■■■は恐ろしさに隣家に隠れていたが、翌日、強姦した士官が数名の兵を連れて家に原告黄■■■を探しにやってきて、居ないと知ると父親を腹這いにさせて何度も殴ったので、原告黄■■■は放っておくことができず、家に戻ったところ、再び強姦された。

ウ そして日本軍の駐屯地に連行され、兵舎の傍の建物に住まわされた。

(3) 被害状況

ア 原告黄■■■は昼は日本兵のため米を搗いたり、掃除や洗濯の雑用をさせられ、夜は毎日、日本兵により強姦された。

建物にはゴザをひいた木のベッドが置かれ、連行されてきた女性5、6人がおり、原告黄■■■は多いときは5、6人の日本兵により強姦された。

イ そこに1年程おかれた後、トラックに乗せられ藤橋（注：地名）に連れていかれた。

藤橋には日本軍の大きな部隊が駐屯しており、軍営の近くの建物に住まわされた。それはレンガ造りの2階建の家屋でベッドがおいてあり、5人の女性がいた。

ここでは、昼も夜も日本兵がきて、強姦され、時には3人によって同時に強姦されたこともあった。日本兵は部屋に来るときも刀や銃をもっているため抵抗することはできなかった。

与えられる食事も充分ではなく、風呂はなく、時々、日本兵に連れられ藤橋河で水浴をさせられた。

逃げたいと思ったが、藤橋で漢族の若い女性が逃亡したが、日本兵に捕まり、半殺しにされたのを見て逃げることを諦め、性暴力行為に耐える他なかった。

生理の時も容赦なく強姦された。金を支払われたことはただ一度もなく、避妊の薬も与えられなかった。

(4) 解放

ア 藤橋に連行され1年位たった頃、原告黄■■■と同じ村の■文昌が藤橋にきて、原告黄■■■に「お前の父親が死んだから帰ってこい」と告げた。原告黄■■■は余りの驚きと悲しさに大声で泣き、■文昌は漢語が話せたので日本軍の士官に葬式のために帰してやって欲しいと頼んだ。最初は許されなかったが、原告黄■■■と■文昌が地面に跪き頭をすりつけて何度も懇願し、ようやく許されて帰宅できた。

帰宅してはじめて父は生きており、死んだというのは原告黄■■■を救い出すための嘘であったことを知ったが、再び日本兵に連行されることを恐れ、翌早朝、父と■文昌が村はずれに原告黄■■■のための墓をつくり一家で現在の保亭県に逃げた。

後で日本軍が連れ戻しにきたが、近所の人が原告黄■■■は、父の死を悲しみ自殺したとして墓を見せたので諦めて帰った。

(5) 原告黄有良の受けた人権侵害

ア 原告黄■■■は14才の未成熟な年齢で日本兵により抵抗不能な状態で強姦され、さらに連行されて2年余もの間、多数の日本兵による性暴力を受けた。

イ また今でも強姦されたときのことをよく思い出して自殺したくなることがある。

ウ 原告黄■■■は、日本の敗戦により村に帰り、結婚し5人の子を設けたが、隣人は原告黄■■■が日本軍の性の対象となっていたことを知っていて、子や孫が喧嘩をすると「お前のお婆さんは日本人の女だった」と悪口をいわれることがある。また夫婦喧嘩の際は夫すら「むかしお前は売春婦だった」ということもある。

2 原告陳■■■について

(1) 身分関係

原告陳■■■は、1928年1月（民暦16年陰暦12月）陵水県租関鎮租関村委員会租孝村で生まれた。黎族の女性である。

当時、原告陳■■■は両親と兄、姉の5人家族で農業をしていた。

(2) 連行の経緯

14才の時、日本兵が村にやって来た。その年の11月か12月の寒い頃、通訳と日本兵2、3人が銃を下げてやって来て、炊き出しをさせるためといって原告陳■■■を駐屯地へ連れていった。そのとき、甲長（村長）と通訳は、「もし行かなければ両親が殴られたり、逮捕される」といったので原告陳■■■は逆らうこともできなかった。

(3) 被害状況

ア 駐屯地へ連れて行かれて監禁され、日本兵に強姦された。駐屯地には他に2才年上の陳■■■という原告陳■■■の一族の娘も連れてこられたが、同人も強姦された。

イ このような状態が3ヶ月ほどつづいたある日の午後、日本軍のカーキ色の大きなトラックが来て、原告陳■■■は藤橋に連行された。団兵4人が銃を持ち、原告陳■■■を車に無理矢理乗せようとしたが、抵抗した原告陳■■■に対し、団長は、「日本軍大隊長の命令で連れていき、大人になったら日本に連れていく」といった。原告陳■■■は行かされるのは怖かったが、逆らえないままにこの車に乗せられた。

藤橋では、レンガ造りの2階建て中は板敷きになっている家の2階に住まわされた。藤橋へ連れて行かれた晩、2人の日本兵が2階に来て、1人が原告陳■■■を押し倒し強姦し、その後もう1人も原告陳■■■を強姦した。怖くて辛くて泣いて抵抗すると2人からビンタを食らわされて、抵抗する度に殴られた。その後も毎日のように日本兵がやってきて原告陳■■■を強姦した。毎回、短銃を下げて来ており、ことが済むとさっさと出ていった。原告陳■■■は毎日泣き、食欲もなかった。日本兵に強姦されてから、一

日中からだが痛くて、辛くてならなかった。

普段は部屋の外から鍵がかけられており、昼間も家から出ることはできず、食事は日本兵が運んできたが、食欲はなくほとんど食べられなかった。原告陳■■■■は家の中で自由に歩くことも許されなかった。階段には扉があり、これは普段、閉まっていて自由に降りることもできなかった。毎日運ばれる水で、原告陳■■■■は体を洗わされた。排泄は、室内で盥（たらい）の中にさせられ、毎日中国人が盥の尿を捨てていた。藤橋に来てからは、黎族のタイトスカートをはくのを禁じられ、前開きの白の上着と青いスカートを着させられ、見た目は漢民族のようにさせられた。

ウ 約3ヶ月間このような生活が続き、団長と通訳がトラックで原告陳■■■■を引き取りにきて、元の駐屯地に戻された。そしてまた強姦され続けた。

(4) 原告陳■■■■の受けた人権侵害

ア 原告陳■■■■は14才の未成熟な年齢で約3年間強姦され続けた。右は少しでも抵抗すると殴る、押し倒すの暴力をふるわれるもので典型的な性暴力というべきものである。

イ また今でも強姦されたときのことを思い出し、泣き出したり、めまいがし、見知らぬ男性に会うと恐怖感が走る。

ウ 26才で、結婚することができたが、強姦され続けたからか、なかなか子供ができず、9回妊娠して8回流産し、ようやく女子一人を得たのみである。

隣人は原告陳■■■■が日本軍の性の対象となったことを知っており、なおいわれなきべっ視がある。

3 原告譚■■■■について

(1) 身分関係

原告譚■■■■は保亭県南林郷番親村に年に生まれた。黎族の女性である。

家族は、両親と姉妹の4人であった。

(2) 連行の経緯

原告譚■■■が16か17才の頃、日本軍がやってきた。

原告譚■■■は労働者として徴用され、その2～3日後に戦地後勤
服務隊に選ばれた。このとき譚■■■、李■■■、譚■■■も一緒に選ば
れた。

(3) 被害状況

ア 6、7日後、戦地後勤服務隊に選ばれた原告譚■■■と他の女性
たちは日本兵が獺にいくのに同行させられた。このとき山の奥で
原告譚■■■は強姦された。泣き叫んだが、殴られ銃で脅されたた
め、殺されるかもしれないとの恐怖感にかられ、それ以上の抵抗
はできなかった。

駐屯地に戻ったが、強姦されたことは誰にもいえなかった。

イ その後も駐屯地に監禁され、昼間は洗濯、裁縫、炊事等をさせ
られ、夜は日本兵が部屋にきて強姦した。部屋は茅葺きの掘っ建
て小屋に間仕切りをしたものであった。生理中でもかまわず強姦
された。

ウ その後、什漏や大村に移動させられたが、それまでと同様、強
姦され続けた。

エ このように強姦され続けていた間で、同じような立場であった
女性が殺されたことがある。彼女は妊娠したため殺された。日本
兵は生きたまま腹部を切り裂き、胎児を取り出し原告譚■■■らに
見せたのである。

(4) 解放

1945年、日本軍が降伏し、ようやく解放された。

(5) 原告譚■■■のうけた人権侵害

ア 原告譚■■■は以上のように長期間にわたり抵抗不能の状況下で
強姦され続けた。右は見せしめとして同じような立場のものを殺
しながら日本軍が継続したもので、極めて卑劣なものであった。
右により原告譚■■■が被った身体的・精神的苦痛は筆舌に尽しが

たいものである。

イ 原告譚■■■は、以上の経験を今でも思い出し、また夢にみて恐怖感にかられることがしばしばである。

ウ また日本軍の性の相手をしたということで隣人から、べっ視されている。

4 原告邓■■■について

(1) 身分関係

原告邓■■■は、毛感郷千龍洞苗村にて生まれた（正確な生年月日は不詳）。苗族の女性である。

(2) 連行の経緯

1943年頃、苗族のリーダー彦■■■は、原告邓■■■を含めた数人の娘を、自宅から約10キロメートル離れたところの保亭県城にあった日本軍の駐屯所の近くに連行し、毎日、数百斤の米をふるいにかける労働作業を行わせた。原告邓■■■が労働作業を行っていた場所には見張所があり、日本兵が歩哨し、皆、銃を所持していた。原告邓■■■を含め苗族の娘3人はその場所にある一つの部屋で暮らしをしていた。

(3) 被害状況

ア 原告邓■■■が、右場所に労働に行かされた翌日、通訳は、原告邓■■■を日本軍の駐屯地に連れて行き、1人の日本軍将校に会わせた。その通訳はすぐに去り、将校は原告邓■■■に対し、食料の倉庫の中に入るように命令し、原告邓■■■は抵抗したが、性的関係を迫り、強引に下半身や乳房を触り揉んだりし、恐怖心から叫び声を上げることもできない原告邓■■■を強姦した。原告邓■■■は、自分の部屋に戻ると、同居していた娘から何があったのかを尋ねられたが、ただ泣くしかできず何も事情を言うこともできなかった。その日から、原告邓■■■は将校に、ほとんど毎日、昼も夜も問わず、日本軍の駐屯地の一室で強姦された。

将校に強姦されて2ヶ月後の頃、通訳は、再び、原告邓■■■を

日本軍の駐屯地に連れて行った。原告邓■■■が中に入ると、前の将校とは別の背の高い2人の日本人将校が立っており、原告邓■■■は彼ら2人にも強姦された。

イ さらに、その数日後、また通訳が訪れ、別の日本軍の駐屯地に連れて行こうとしたことから、原告邓■■■は「いやだ」と言って拒絶したところ、通訳は、「おまえが行かなければおまえの家族を殺す」と脅迫し、原告邓■■■はやむなく涙を流しながらその通訳の後をついて行き、そこで、更に別の日本兵に強姦された。

ウ 原告邓■■■は、日本兵の度重なる強姦により、精神的にひどく苦しい生活を送らなければならないこととなった。生理は著しく不順となったが、妊娠はしなかった。原告邓■■■は、当時住んでいた場所から逃げ出そうと何度も考えたが、住んでいた所には日本軍の見張所があり、もし逃げ出せば殺されてしまうし、また逃げ帰ってもすぐに苗族のリーダーにみづかり戻るようにいわれることは間違いないことから、結局、逃げ出すことは断念せざるを得なかった。

エ 当時、日本軍の駐屯地に、時々、十数人の真っ赤な口紅をつけた和服を着た日本娘が来ると、日本兵はそこに行き、原告邓■■■らを強姦する回数は減少したが、その日本娘が去ると、再び、原告邓■■■らを強姦した。

(4) 解放

ア 原告邓■■■は約3年の間、保亭県城にいたが、原告邓■■■が遠くに連れて行かれることを恐れた父親は、原告邓■■■を田独に隠し、ほどなくして終戦を迎えた。

イ 1945年8月末、日本軍が慌しく荷物を運び出し去ると、原告邓■■■らを見張る者がいなくなったので、ようやく実家に戻ることができた。その後、1950年に結婚し、男1人、女3人、合計4人の子供を産んだ。

(5) 原告邓■■■の受けた人権侵害

ア 以上のように、原告邓■■■は、日本人将校ら日本兵により、幾度となく強姦をされ、身体および精神的に甚大な苦痛を受けた。

イ 今でも強姦された時のことを思い出し、動悸がしたり震えがくる。

ウ また隣人たちのいわれなきべっ視を受け名誉回復は未了である。

5 原告黄■■■について

(1) 身分関係

原告黄■■■は、保亭県加茂毛林村で生まれた。黎族の女性である。

(2) 連行の経緯

ア 日本軍は、1940年頃、保亭県城さらには原告黄■■■の右居住地も占領した。

イ 日本軍は1942年の末頃から道路建設や野菜、煙草栽培に付近住民を従事させた。

ウ 原告黄■■■も右労働に駆り出されていたが、1943年の後半、日本軍の協力者であった頼■■■に、川べりへ連れていかれた。同人は、「日本軍の曹長が来るようにいっている。行かなければおまえを探し、殴り、家族をすべて殺す」といわれ、仕方なく、同所へ行ったものであった。

(3) 被害状況

ア 頼進興が同所を去ってから右の曹長が原告黄■■■を強姦し始めた。原告黄■■■はもともと日本軍に対する恐怖心があったことと、前述の頼■■■の言葉があったので抵抗すれば殺されると思い、ただ泣くのが精一杯であり、抵抗することはできなかった。

イ その後も連日の如く呼び出され、昼は野外（労働先の山の奥等）で、また夜は日本娘房と呼ばれていた建物の中で強姦された。

ウ 右の如き状況は1945年6月、曹長がゲリラに殺害されるまで続した。

(4) 原告黄■■■の受けた人権侵害

ア 以上のように原告黄■は日本兵により長期間にわたり強姦され続け、身体的および精神的に甚大な苦痛を受けた。

イ また原告黄■は、今でも強姦された当時のことを突然思い出すことがある。とりわけ、原告黄■を最初に強姦した曹長によく似た顎髭の人間を見たときには、当時のことがよみがえる。また、当時のことを夢にも見る。

ウ 1951年に結婚したが子供は生まれなかった。日本軍に犯されたこと、子が生まれなかったことを夫から責め続けられた。

原告黄■には、子供ができなかったので他人の子供を育てたが、今では交流はない。

体調も不良で、老後の面倒を見てくれる者もなく、不安な日々を過ごしている。

6 原告林■について

(1) 身分関係

原告林■は、1924年に生まれた。黎族の女性である。

(2) 連行の経緯

原告林■が、17、18歳のとき、武器をもった日本兵8名に捕らえられて什浪村にある兵器工場に連行された。

日本兵は、原告林■を他の3人の女性とともに抗日ゲリラの所在を突き止めるという口実で連行した。

しかし、実際には、それは単なる口実にしかすぎなかった。というのもそのとき連行された者は女性だけであったからである。

(3) 被害状況

原告林■らは、別々に取り調べられたが、その際、原告林■らは日本兵に強姦された。

原告林■は、取調を口実に同女を取り囲んだ4人の兵に強姦された。

什浪村で監禁された大きな部屋には、間仕切りがされていた。原告林■ら4人だけがその部屋に入れられた。

原告林■は、什浪村で毎日2人から4、5人の日本兵に強姦され続けた。日本兵の強姦は生理の日も止まることはなかった。

1年4ヶ月程、什浪村で監禁・強姦された後、羅朋村に連行された原告林■は、その2ヶ月後にはさらに什漏村に連行された。什漏村では、原告林■は、専用の部屋に一人で入れられた。

原告林■は、2ヶ月後逃亡しようとした山の方ほうに逃げたが、すぐに見つかり捕まったうえ、拷問された。そのときの拷問で叩かれたところは、今でも雨が降ったり寒くなったりすると痛くなる。

什浪村で捕らえられ強姦されていたときは、原告林■にとってもっともつらい時期であった。毎日強姦が繰り返され、また与えられた食べ物は、1日、2回握り拳くらいの大きさのおにぎりだけであった。その米は日本軍が現地の農民から奪ったものであったが、その中のくず米を支給したものであった。さらにトイレは兵の監視付きで用を足すという屈辱的なものであった。

兵舎と原告林■らが収用されていた部屋は、わずか30メートル程度の距離しか離れておらず、監視台からライトをつけ見張られていたので、逃げることなど到底できるものではなかった。

(4) 解放

強姦を毎日繰り返される中で、原告林■は病気に罹って、全身の肌が黄色く腫れ上がり、日本兵は原告林■に何ら興味を示さなくなった。

その結果、原告林■は自宅に戻れることとなった。

(5) 原告林■の受けた人権侵害

ア 原告林■は、強制連行され、強姦され続けた結果、筆舌につくしがたい苦痛を味わった。性的自由は侵害され、名誉も著しく侵害された。

のみならず、原告林■は、日本兵にしばしば力一杯の平手打ちを加えられ、その後遺症から今もなお耳なりが消えない。

イ 原告林■は、日本軍に連行され監禁・強姦されていた当時の

ことを今でもよく夢に見、突然思い出し恐怖に震え上がることも珍しくない。

ウ 戦後、原告林■■■は結婚したが、夫は結婚する前には原告林■■■が「慰安婦」とされた性暴力の被害者であったことを知らなかった。しかし、結婚6、7年後に、夫は原告林■■■の過去を知ることになった。夫は、その際は追求はしなかったものの、出稼ぎに行き家に帰らなくなってしまった（出稼ぎ先で死亡したということが後に判明したが、いつどこでどうして死亡したのか詳しいことは原告林■■■も知らない）。現在、原告林■■■は、義弟（夫の弟）の子ども達に身の回りの世話をしてもらい暮らしている。

さらに原告林■■■は、戦後、しばらくはよく隣人から「日本娘」、「汚い女」と陰口をたたかれ、差別された。これに対し原告林■■■は、泣きながら自分は銃剣の下に強制され強姦されたのであると身の潔白を訴えてきた。

7 原告譚■■■について

(1) 身分関係

原告譚■■■は、1925年、海南省保亭県南林郷南通村で生まれた。黎族の女性である。

(2) 連行の経緯

1943年の春、日本軍は南郷に入り藤橋から三道を経て南林までの道路敷設をした。また、南林の什君遇から南方に道路を造り、崖県の三依に至るようにして三垂まで通じた。南林には、日本軍の駐屯地と兵工場があった。

日本軍は道路建設に当たって、あらゆるところで労働者を捕まえていた。原告譚■■■は当時18才で徴用され労働者となり、南林の駐屯地に連れて行かれた。そして連行されたその日のうちに全員並ばされて、その中から原告譚■■■の他3人（譚■■■、李■■■、譚■■■）を含む4人の女性が、日本軍の「戦地後勤服務隊」に選ばれた。服務隊の仕事は、名目は塩汲みやご飯作り、洗濯ということだった。

(3) 被害状況

ア 原告譚■■■はこの南林で、戦地後勤服務隊に選ばれ、鳥撃ちの獵に行くということで服務隊の女性が日本兵に連れられ別々に山へ出かけた。しかし、日本軍は全く鳥を撃つ気配もなく山間に原告譚■■■を連れて行くと、中年の日本兵が原告譚■■■を何度も殴りつけた上で、原告譚■■■の服と筒状のスカートを手を脱がせてこれを地面に敷き、無理矢理、原告を押し倒し強姦した。原告譚■■■は下半身が痛くて泣きながら服を着ようとしていると、また突然若い日本兵が原告譚■■■に飛びかかり強姦した。原告譚■■■は山間で殺されるかもしれないという思いで、日本兵に反抗できずいいなりになっていた。ことが終わり、原告譚■■■はやっと服をつけることが許され、駐屯地に連れ帰られた。駐屯地に戻ると、他の「戦地後勤服務隊」の女性たちも相前後して戻ってきた。皆、目が赤く腫れ上がっていたが、誰も何もいわなかった。原告譚■■■も他の女性もそれぞれの身の上に何が起こったのか解っており、夕食も食べる気になれずただ黙って泣いていた。その夜、通訳がやってきて「逃げ出すことはできない。もし誰かが逃げ出せば他の者や家族を殺す」といわれたため、原告譚■■■は自分の家族が殺されるのではないかと、日本軍の思うままに動く“順民”になるほかなかった。ここでは報酬は全くもらわなかった。

イ 原告譚■■■らは、茅葺きの掘っ建て小屋に間仕切りをした個室に一人一人入れられていた。この建物の左には兵舎があり、右側には労働者たちが住んでいる建物があった。原告譚■■■らは翌日から、昼夜を問わず毎日平均4～5人の兵士に強姦された。原告譚■■■は乳房と下半身が痛くて辛くていつも泣いていた。生理中でもかまわず強姦された。

ウ 原告譚■■■は、この南林にいるときに凄惨な殺人事件を見せられた。それは、原告譚■■■と同じように日本兵から強姦をされていた別の駐屯地の女性（李■■■）が、妊娠したことから、日本兵

はその妊婦を後ろ手に縛り、麻酔も使わずに腹を割いて胎児を取り出し、まだ動いているその胎児とともに妊婦を脇に掘っておいた大きな穴に投げ込んで生き埋めにしたのである。そして、日本兵らはこの場に原告譚■■■■らや他の労働者たちを何百人もを集め、威嚇砲を発し皆を静粛にさせてから、この光景を強いて見せたのである。原告譚■■■■は、目を閉じていて詳しい状況は見ていなかったが、殺された李■■■■は悲惨は声を出していた。このことは今思い起こして話すことも辛いことである。

エ 原告譚■■■■はこの殺人現場を見た後、恐ろしくなり南林の駐屯地から逃げ出した。什漏という地を通過して、羅朋にある親戚の家へ逃げ込んだ。親戚の家で2ヶ月が過ぎ、もう大丈夫だと思って外へ出たところを日本兵に捉えられ、再び南林へ連れ戻された。

オ 南林では1年前と同じような強姦行為が続いた。しかし、ここでは原告譚■■■■が病気になったことと、新しい女性が加わっていたことから、強姦行為は以前の時より少なくなった。南林では兵舎から100メートル位離れたところに茅葺きの家を造り、部屋は椰子の葉を編んだ間仕切りで区切られていた。

ここでは見張り台があったことと、南林駐屯地を作るときに周辺の民家が焼き払われ原告譚■■■■の家も焼かれ、このときに両親も死んだので、逃げてもし方がなかった。

カ その後大村へ連れていかれ、ここで先の3人と再会した。他の3人も病気になっていた。原告譚■■■■は全身がむくみ、皮膚はかさかさになって、下半身は自分の体でないように感じ、頭はくらくらしていた。「日本娘」と呼ばれる日本軍の軍妓がやってくると、原告譚■■■■のところへは日本兵は来ず、やっと休むことができた。キ 大村では、食事は日本兵からはもらえず山菜を採って食べていた。食事を分けてくれといふとなぐられた。体調が悪くなると放っておかれ、薬はくれなかった。

(4) 解放

1945年半ばくらいになると、大村では日本軍は混乱しているようになり、この隙を見て譚■■■、李■■■、譚■■■は隙を見て逃げ出した（しかし1946年には李■■■、譚■■■は亡くなった）。原告譚■■■は前述のとおり、逃げて仕方がないことから大村の拠点に残ったが、病気で寝込んでいたので、日本兵は相手にせず、近くに住む友人が来てくれた。そして、その後日本兵の目が届かなくなり、チャンスを見て逃げ出した。

(5) 原告譚■■■のうけた人権侵害

ア 原告譚■■■は抵抗すると殴られ、強姦された。背中を殴られた後は、今も痛く、毎日しっぶをしている。湿布をする度に、強姦されたことを思い出し、今も当時のことを忘れることができない。

イ 以上のように、原告は強姦されたときのこと、とりわけ最初に強姦した中年の男、次に関わった若い男のことは思い出したくないのに、よく思い出す。そして、非常に鮮明に思い出してしまう。この男たちに似た男を見ると恐怖心がわいてくる。鼓動が激しくなる。これらは思い出したくないのに思い出してしまう。思い出さないようにしている。

ウ 1952年結婚した。結婚当時、原告譚■■■は自分の過去を夫に告げることはできなかった。しかし、2～3年してやっと夫に告げた。

隣人で原告譚■■■のことを知っている年輩の者は、隠れて噂をしていた。

8 原告陳■■■について

(1) 身分関係

原告陳■■■は、黎族の女性である。

(2) 連行の経緯

原告陳■■■は、1941年初め、労働者を確保のために住民を捕らえていた傀儡軍に捕まり日本軍の駐屯地に強制連行された。その際、刀で左頬に2、3センチ程の傷をつけられた。後手に縛られた

うえ、加茂という地にあった日本軍の駐屯地に連行された。そこには、原告陳■■■■の知人の原告黄■■■■も連行されていた。

原告陳■■■■は、煙草植えなどの農作業をさせられた。

その後、左顔面の傷が治った頃、原告陳■■■■は、逃げ出し自宅に戻ったがすぐに日本兵が居ってきて娘を出さないと両親を殺すと脅かした。その結果原告陳■■■■は、駐屯地に戻らざるを得なくなった。

(3) 被害状況

原告陳■■■■は、最初に労働者として強制連行される際に刀傷を負わされたが、同女の被害はそれに止まるものではなかった。

原告陳■■■■が駐屯地に連れ戻された日は大雨が降る寒い日のことであった。原告陳■■■■の体は震えていた。

最初、「処罰」だということで、みんながいる前で指を立て四つんばいにさせられた。そして、日本兵が同女の腹の下に刀を置いて刃を上に向けた状態で長い時間停止させられた。原告陳■■■■に対する拷問ともいうべき「処罰」を面前でおこなうことにより見せしめとしたのである。

やっと、その「処罰」が終わったと思われた後に本当の苦難が待ち受けていた。

原告陳■■■■は濡れた衣服を着替え、洗濯をした直後に日本兵に犯された。「処罰」を行った兵士が同女を強姦したのである。このときが、原告陳■■■■が強姦された最初のことであった。

原告陳■■■■は、何とか逃げ出したかったが、日本兵が、「もしまた逃げたら両親を殺す。」と原告陳■■■■を脅かしたことから、同人は逃げられないと覚悟した。

強姦されたその日、原告陳■■■■は日本兵に仕事に従事する様指示され、煙草の葉につく虫取りなどの農作業をさせられることとなった。

原告陳■■■■は、日本兵に拉致されたり騙されたりして集められ強制的に働かされていた労働者の集りである服務隊に入れられた。宿

舎は服務隊の宿舎が一杯だったことからその隣にある馬小屋があてがわれ、寝泊まりすることとなった。

原告陳■■■が、服務隊に入れられてから住まわされてきた馬小屋が兵舎にも近かったこともあり、頻繁に強姦されることとなった。

また原告陳■■■らの監禁中の食事は、多少の米を日本軍から支給されていた（といっても原告ら原告の住民から徴収したものである）が、おかずなどはなく野草や山菜を自分で探して食べていた。

(4) 解放

1945年6月ころ、原告陳■■■を強姦した曹長が抗日遊撃隊に殺害されたことから日本軍は混乱した。藤橋から多くの日本軍が加茂に抗日遊撃隊を討伐するためにやってきた。

原告陳■■■は、日本軍が混乱していたことから、このとき暗くなった後に加茂川を渡り家へ逃げ帰った。たまたま、そのときの保長が親切な人であったことから日本軍が追ってきたのを見ると原告陳■■■を山へ逃がしてくれた。

原告陳■■■は、逃げた先の番総村の男性と終戦後に結婚した。1950年に住まいを元の村に移した。

(5) 原告陳■■■の受けた人権侵害

ア 原告陳■■■が戦後50年以上も経った今も忘れられないことは、通訳と日本兵がきて強姦されたときのことである。24時間監視され決して逃げ出すことができない状況の下強姦は毎日繰り返された。将校や曹長が強姦を繰り返した。

イ 原告陳■■■は、現在でも当時のことを思い出そうとしなくても思い出すことがある。日本人という恐怖感が浮かんでくる。忘れられないのは、両手を縛られたうえ、胸を紫色になるまでもまれたことや、頬の刀傷、日本刀を下に置かれ腹這いをさせられた「処罰」のことである。

また、当時のことをしばしば夢にも見る。うなされて目がさめ、声をあげることにしばしばである。

ウ 原告陳の夫は、原告の被害の過去を結婚する以前から知っていた。当初、原告陳の夫は10歳以上も年上であったこともあり、同女は夫からあまり嫌な思いをさせられることはなかった。

しかし、夫は、子供ができてから何かと原告の被害の過去を気にするようになった。例えば、夫は原告陳に対し、「おまえは日本人に使われていた、日本人に捨てられたゴミだろう。それを私が使っている」「日本人は、私より早くおまえを食べちゃった」というようになった。このような侮蔑の言葉を投げかけられるたび、ますます苦しむことになる。また、当時のことを思い出し不眠状態になることもよくある。